

○西海市建設工事総合評価入札実施要領

平成 19 年 10 月 1 日西海市告示第 46 号

最終改正 平成 23 年 5 月 27 日西海市告示第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の規定に基づき、公共工事の品質を確保することを目的とする総合評価落札方式による入札（以下「総合評価入札」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施金額等)

第 2 条 この告示で入札を実施する金額は、西海市建設工事入札制度要綱（平成 17 年西海市告示第 93 号。以下「要綱」という。）第 3 条第 2 項第 5 号に規定する工種別発注基準において、等級別の区分のうち A の項に掲げる 1 件当たりの請負工事の額に該当する工事から抽出して、この要領による総合評価入札を実施するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、500 万円以上の建設工事については、必要に応じて総合評価入札ができるものとする。

(入札の執行方法)

第 3 条 市長は、総合評価入札を執行しようとするときは、第 6 条の規定による意見聴取を行った後に執行を決定するものとする。

2 前項により執行が決定し指名請負人の選定を行うときは、西海市建設工事指名審査委員会規程（平成 17 年西海市告示第 92 号）第 4 条により指名審査を行い決定するものとし、一般競争入札による場合は、入札参加者を制限する範囲を決め、公告（様式第 1 号）により入札参加者を募集した後、入札参加の応募者を審査し決定するものとする。

3 前項の一般競争入札の方法により執行するときは、総合評価入札参加届出書（様式第 1 号の 2）により市長に届出を行うものとする。この場合において、審査の結果、要件を満たさないと決定したときは、総合評価入札参加不決定通知書（様式第 1 号の 3）によりその旨を通知するものとする。

4 第 2 項により入札参加者が決定したときは、総合評価入札執行通知書（様式第 1 号の 4）により入札参加者に通知するものとする。

5 入札をする者は、評価項目に関する書類の提出について（様式第 2 号）により、入札日前の指定日までに、評価項目に関する書類を提出するものとする。

6 入札の回数は、3 回とする。この場合において、入札不調となったときは、要綱第 8 条第 3 項の規定による。

7 入札をする者は、入札札を入れると同時に、入札金額と同額の内訳が記載された工事費内訳書及び第 4 条の評価項目に関する書類を提出するものとする。

8 前 4 項以外の執行方法については、要綱の規定により行うものとし、入札結果については、総合評価入札結果表（様式第 3 号）に記録し市長に報告するものとする。この場合において、評価項目に施工計画を含めるときは、入札及び開札を行った後に落札の決定を一時保留し、第 6 条の規定による学識経験者からの意見聴取を行った後に落札者を決定することができるものとする。

9 落札決定後は、速やかに落札決定通知書（様式第 4 号）により落札者に通知するとともに、その旨を落札不決定通知書（様式第 5 号）により、落札者以外の入札参加者全員に通知するものとする。

(評価項目)

第4条 評価の方法を企業の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献等とし、別表第1の評価項目及び評価基準により配点を行うものとする。

2 企業の施工能力は、過去5年間の施工実績(様式第6号)により確認するものとする。

3 配置予定技術者の能力は、配置予定技術者の過去5年間の施工経験及び資格(様式第7号)により確認するものとする。

4 地域貢献等は、営業拠点の所在及び市内の従業員数(様式第8号)、市内の消防団員数(様式第8号の2)、防災協定等に基づく活動又はボランティア活動(様式第9号)及び現在の手持ち工事量(様式第10号)により確認するものとする。

第4条の2 施工計画の妥当性を加え評価するときは、前条の評価項目及び評価基準に、別表第2の配点を加え行うものとする。

2 前項の施工計画の妥当性は、工事の施工計画書(様式第10号の2)により確認し、施工計画の配点表(様式第10号の3)により工事担当課で配点(案)を作成し、第6条の意見聴取を行ってから決定するものとする。

第4条の3 安全管理の状況は、工事の安全管理に起因する指名停止措置を受けている者は減点を行うこととし、安全管理の状況(様式第10号の4)により確認するものとする。

(落札決定)

第5条 総合評価による落札決定は、予定価格と最低制限価格の範囲内で別表第3の算定方法により算定した評価値が高い者を落札者として決定するものとする。

2 入札の結果、全者が最低制限価格を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最低制限価格と全下判断基準価格の範囲内で別表第3の算定方法により算定した評価値が高い者を落札者として決定するものとする。

3 加算点については、総合評価加算点配点表(様式第11号)により算定するものとする。

4 評価値が同じ数値となった場合は、入札金額が低い者を落札者として決定するものとする。この場合において、入札金額が同額の場合は、抽選により決定するものとする。

5 前項までの規定により決定しない場合は、半数以上の指名替えを行い別の実施するものとする。この場合において、一般競争入札により実施しているときは、入札条件を検討した上で再度、公告を行い実施するものとする。

第5条の2 第4条の2の施工計画の妥当性の評価を加え落札決定するときは、前条第1項及び第2項に規定する別表第3の加算点の項については、別表第4に規定する加算点の項に置き換えて算定するものとする。

2 前項の別表第4に規定する加算点については、総合評価加算点配点表(施工計画含む)(様式第11号の2)により算定するものとする。

(意見聴取)

第6条 総合評価入札の執行に当たっては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第4項及び第5項に基づき学識経験者からの意見聴取を行うものとする。

2 前項により意見聴取をしようとするときは、当分の間、長崎県知事へ依頼するものとし、総合評価審の審議依頼について(様式第12号)により依頼し、工事概要書(型)(様式第12号の2)に基づき学識経験者に説明を行った後に、総合評価に関する意見について(回答)(様式第12号の3)により回答を受けるものとする。

(入札の結果の公表)

第7条 入札の結果については落札者決定後遅滞なく公表するものとし、総合評価入札結果表(様式第13号)により、入札を開札した日から起算して1年間が経過する日の属する月末まで**総務部総務課**において閲覧に供するものとする。

(入札の無効又は契約の解除)

第8条 開札日の翌日から落札決定までの間に、配置予定技術者が専任で配置できないことが判明した者の行った入札は無効とする。ただし、配置予定技術者と同等以上の資格者を配置でき、配置予定技術者変更承認願(様式第14号)により市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 落札決定の通知後、配置予定技術者が現場に配置できないことが判明した場合には、落札決定を取り消し、又は契約を解除するものとする。ただし、配置予定技術者と同等以上の資格者を配置でき、配置予定技術者変更承認願により市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 落札決定の通知前で入札の無効となったときは、次の順位の者を落札者として決定できるものとし、それ以外のときは、第5条第5項の規定に基づき再入札を行うものとする。

4 第1項及び第2項により入札の無効及び落札決定の取消し又は契約の解除となった者については、入札金額の100分の5に相当する額の損害金を請求するものとする。この場合において、西海市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成17年西海市訓令第45号)に基づく処分の措置を取るものとする。

附 則(平成19年10月1日西海市告示第46号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年3月24日西海市告示第21号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年9月18日西海市告示第61号)

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年4月10日西海市告示第34号)

この告示は、告示の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成21年10月19日西海市告示第68号)

この告示は、平成21年11月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日西海市告示第31号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則(平成23年5月27日西海市告示第29号)**

**この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。**

別表第1（第4条関係）

総合評価の評価項目及び評価基準

評価の方法	評価項目	評価基準	配点	
企業の施工能力	(1) 過去5年間の同種工事の施工実績	県又は西海市発注工事で当該発注工事以上の実績有り	3点	
		その他の公共発注機関の発注工事で当該発注工事以上の実績有り	2点	
		公共発注機関の発注工事で当該発注工事未満の実績有り	1点	
配置予定技術者の能力	(2) 配置予定技術者の過去5年間の施工経験の有無	県又は西海市発注工事で当該発注工事以上の実績有り	3点	
		その他の公共発注機関の発注工事で当該発注工事以上の実績有り	2点	
		公共発注機関の発注工事で当該発注工事未満の実績有り	1点	
	(3) 配置予定技術者の保有する資格及び経験年数	1級土木施工管理技士資格取得後現所属企業に10年以上連続勤務又は技術士資格取得後現所属企業に5年以上連続勤務	5点	
		1級土木施工管理技士資格取得後現所属企業に5年以上10年未満連続勤務又は技術士資格取得後現所属企業に2年以上5年未満連続勤務	4点	
		1級土木施工管理技士資格取得後現所属企業に2年以上5年未満連続勤務又は2級土木施工管理技士資格取得後現所属企業に10年以上連続勤務	3点	
		2級土木施工管理技士資格取得後現所属企業に5年以上連続勤務	2点	
		2級土木施工管理技士資格取得後現所属企業に2年以上5年未満連続勤務	1点	
		(4) 営業拠点の所在地	西海市内に本店等主たる事業所を置く者	2点
			西海市内に3人以上の従業員（内、1名以上の市内在住者）を常駐させる支店、営業所等を置く者	1点
(5) 市内の従業員数	西海市を住所地とする従業員数20名以上		3点	
	西海市を住所地とする従業員数10名以上20名未満	2点		
	西海市を住所地とする従業員数5名以上10名未満	1点		
(6) 市内の消防団員数	西海市消防団に所属する従業員5名以上	2.5点		
	西海市消防団に所属する従業員4名	2点		
	西海市消防団に所属する従業員3名	1.5点		
	西海市消防団に所属する従業員2名	1点		
	西海市消防団に所属する従業員1名	0.5点		
(7) 防災協定等に基づく活動及びボランティア活動	過去5年間の活動実績6回以上あって、3箇年連続以上の活動実績有り	2点		
	過去5年間の活動実績6回以上あって、2箇年連続以上の活動実績有り	1.5点		
	過去5年間の活動実績4回以上あって、2箇年連続以上の活動実績有り	1点		

		過去5年間の活動実績2回以上有り	0.5点
その他	(8) 手持ち 工事量の割合	手持ち工事量の割合が0.75未満	2点
		手持ち工事量の割合が0.75以上1.25未満	1点
	(9) 安全管 理の状況	工事の安全管理措置の不適切に起因する死亡事故、または公衆災害で、指名停止措置となったもの	-1点

- 備考1 (1)、(2)及び(7)の過去5年間とは、開札日の属する年度の直前5年間を言い、当該年度の実績を新たに加えることができる。
- 2 (3)配置予定技術者の保有で、土木施工管理技士は、工事種別ごとに当該工種の施工管理技士に読み替えるものとする。
- 3 (3)の経験年数及び(8)の手持ち工事量は、開札日を算定基準日とする。
- 4 (6)の消防団員の対象者は、開札日時点で西海市消防団員に所属している者でその期間が連続して1年以上ある者とする。
- 5 (7)の活動は西海市内での活動に限る。また、活動回数は、1箇月間以内に2回以上の活動があっても1回に数えるものとする。ただし、1箇月間の活動人数が50名を超え2回(2日)以上の活動があるときは、2回に数えるものとする。
- 6 (8)の割合は、算定基準日における手持ちの請負工事金額(下請及び民間を除く西海市が入札し発注した分。)÷発注工事設計金額とする。
- 7 (9)の対象は、長崎県及び西海市が指名停止措置をとったものとし、対象期間は開札日前日以前の1年間でその対象期間に指名停止期間が入っているものとする。

別表第2（第4条の2関係）

施工計画の評価項目及び評価基準

評価の方法	評価項目	評価基準	配点
施工計画の 妥当性	(1) 施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる。	2点
		工事の手順が適切である。	1点
	(2) 工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる。	2点
		各工程の工期が適切である。	1点
	(3) 主要部材等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質確保方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる。	2点
		適切である。	1点
	(4) 施工上の課題への対応の的確性	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる。	2点
		的確である。	1点
	(5) 施工上配慮すべき事情の適切性	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる。	2点
		適切である。	1点

別表第3（第5条・第5条の2関係）

落札決定評価値等

項目	算定方法
評価値	技術評価点 ÷ 入札金額（円） × 100,000,000
技術評価点	加算点 + 標準点
加算点	別表第1の項目ごとの合計点数 × 15点換算値（15 ÷ 22.5）
標準点	100点

備考 評価値及び加算点は、少数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。

別表第4（第5条の2関係）

簡易型における加算点

項目	算定方法
加算点	別表第1の項目ごとの合計点数 × 22点換算値（22 ÷ 32.5）

備考 加算点は、少数第4位を四捨五入し、小数第3位までを表示する。





## 過去5年間の施工実績

1 （建設工事の種類） 工事

発注者	元請下請の別	工事名	工事場所	請負代金額（千円）	工事完成確認通知日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
小計		件			
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
小計		件			
合計		件			

2 添付書類

工事完成確認書の写し          枚

記載要領

- 1 開札日の属する年度の直前5年間及び当該年度分の施工実績を新しい順に記入し、同順に工事完成確認書の写しを添付すること。
- 2 上段に県又は西海市発注工事を、下段にその他の公共機関発注工事分を記入の上、小計及び合計欄に取りまとめて記入すること。

配置予定技術者の過去5年間の施工経験及び資格

年 月 日

1 配置予定工事件名 第 号

工事

2 配置予定技術者の保有する資格及び経験年数等

氏名		住所			
資格名		取得年月日	年 月 日		
		取得年月日	年 月 日		
現所属勤務先		勤務年月日	年 月 日	勤務期間	年 ヶ月

3 過去5年間の施工経験（様式第6号に記入された件名とする。）

（建設工事の種類） 工事

発注者	元請下請の別	工事名	工事場所	請負代金額（千円）	工事完成確認通知日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
合計		件			

4 添付書類

資格の根拠となる写し 枚

現場代理人等届の写し 枚

記載要領

- 1 資格名の欄が不足する場合は、行の追加をすること。
- 2 勤務年月日は、退職後再雇用がある場合は、その年月日も記入すること。
- 3 勤務期間は、開札日を基準とし、退職後再雇用がある場合は、当該期間を差引くこと。また、月未满是切り捨てとすること。
- 4 施工経験は、現所属勤務先で配置技術者として施工経験がある分を記入すること。
- 5 上記の配置予定者が現場に配置できないことが判明した場合には、入札の無効及び落札決定の取消し又は契約の解除となります。

## 営業拠点の所在及び市内の従業員数

年 月 日

## 1 営業拠点の所在等

営業拠点の区分	1 本店    2 支店等	営業拠点 の住所	
営業拠点の名称		電話	
代表者の職氏名		F A X	
営業開始年月日	年 月 日 年間		

## 2 市内の従業員数（常時雇用の従業員・代表者を除き常時雇用の役員は含む。）

番号	氏名	住所（住民登録の住所地）	勤務年月日	勤務期間
1		西海市 町 郷 番地	年 月 日	年 ヶ月
2				
3				
4				
5				

## 3 常時雇用の従業員（市内の従業員数に該当しない者）

番号	氏名	住所（住民登録の住所地）	勤務年月日	勤務期間
1		市 町 郷 番地	年 月 日	年 ヶ月
2				
3				
4				
5				

## 記載要領

- 1 営業拠点の区分は、該当する番号に○をすること。
- 2 営業拠点の名称は、西海市に登録している名称と合致すること。
- 3 支店等の場合、営業開始の年月日は、支店等の営業開始年月日とする。また、年数の基準日は開札日とし、少数以下は切捨てるものとする。
- 4 市内の従業員数及び常時雇用の従業員で欄が不足する場合は、番号を挿入し記入すること。また、勤務期間で退職後の再雇用期間は差引き、月数未满是切り捨てるものとする。

## 市内の消防団員数

年 月 日

市内の消防団員数（常時雇用の従業員・代表者を除き常時雇用の役員は含む。）

番号	氏名	所属（方面隊等名）	入団日	入団期間
1		西海市消防団	年 月 日	年 ヶ月
2				
3				
4				
5				

### 記載要領

- 1 開札日時点で西海市消防団に所属する期間が連続して1年以上となる者を記載すること。また、連続して雇用期間が1年以上となる者とする。
- 2 入団期間の月未满是切捨てること。また、退団後、再入団の場合は、再入団前の期間は含めない。
- 3 市内の消防団員数で欄が不足する場合は、番号を挿入し記入すること。また、勤務期間で退職後の再雇用期間は差引き、月数未满是切り捨てるものとする。
- 4 消防団員であることが確認できるものを添付すること。

## 防災拠点等に基づく活動又はボランティア活動

年 月 日

1 防災拠点等に基づく活動 実施企業名 \_\_\_\_\_

番号	活動名	活動日又は期間	活動場所	参加人員
1			西海市 町 郷	
2				
3				
4				
5				

2 ボランティア活動 実施企業名 \_\_\_\_\_

番号	活動名	活動日又は期間	活動場所	参加人員
1			西海市 町 郷	
2				
3				
4				
5				

- 3 添付書類  
防災拠点等に基づく活動の証明 枚  
ボランティア活動の証明 枚

記載要領

- 1 実施企業の従業員が5名以上参加した西海市内での活動について記載するものとする。
- 2 開札日の属する年度の直前5年間及び当該年度分の活動実績を新しい順に記入し、同順に公的機関等が証明するものを添付すること。

## 現在の手持ち工事量

年 月 日

1 西海市が<sup>が</sup>入札し発注した工事（消費税相当額を含む）

発注者	元請下請の別	工事名	請負代金額 (千円)	残期間分請負 代金額(千円)	着工年月日 完成予定日
					年 月 日 年 月 日
					年 月 日 年 月 日
					年 月 日 年 月 日
					年 月 日 年 月 日
合計		件			

2 添付書類

契約書の写し            枚

3 工事量比率（総務課記入）

残期間分請負代金額(千円) 計 . . . . . A	
当該工事設計金額（千円未満切捨） . . . . . B	
工事量比率 (A/B)	

記載要領

- 1 残期間分請負代金額（千円未満切捨）＝残期間÷契約工期×請負代金額
- 2 残期間の算定基準日は、開札日とする。
- 3 対象工事の記載漏れがあったときは、当該工事の全体の請負代金額を加算する。
- 4 手持ち工事量が無い場合も「無し」を記入し提出すること。

## 工事の施工計画書

工事番号		
工事名		
工事場所		
施工計画		
(1) 施工計画の実施手順		
(2) 各工程の工期設定		
(3) 主要部材等の品質の確認方法及び管理方法		
(4) 施工上の課題への対応策	課題名	
(5) 施工上配慮すべき必要性の有無と対応策		

備考 工事の施工計画書は、A 4 サイズで 1～2 枚程度とする。



様式第 10 号の 4 (第 4 条の 3 関係)

## 安全管理の状況

長崎県又は西海市発注工事で指名停止を受けた工事

発注機関	
工事名	
指名停止期間	年 月 日 ~ 年 月 日
指名停止の理由	

- 備考 1 開札日前日以前の 1 年間でその対象期間に指名停止期間が入っているものとし、工事の安全管理措置の不適切に起因する死亡事故又は公衆災害で、指名停止措置となったものを記入すること。
- 2 対象が複数あるときは、1 件ごとに記入すること。

配置予定技術者変更承認願

西海市長 様

住所

商号又は名称

代表者名

㊟

下記工事について、配置予定技術者の変更をする必要を生じたので、承認願います。なお、変更に係る配置予定技術者は、同等以上の資格者であることを申し添えます。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 郷地内
- 4 工期 日間（年 月 日限り）
- 5 添付書類
  - 1) 配置予定技術者の過去 5 年間の施工経験及び資格